

2019年10月1日施行

笠間市自転車の 安全利用に関する条例 が制定されました

条例のポイント

自転車を安全で適正に利用するため、交通ルールやマナーの遵守、ヘルメットの着用、職場や学校などでの啓発、交通安全教育の実施などのほか、自転車事故に備えた保険等への加入を義務付ける条例が制定されました。

交通ルールや マナーの向上

自転車を安全に利用しましょう

自転車安全利用五則

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 安全ルールを守る
(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止等)
- 子どもはヘルメットを着用



自転車事故に備えた 保険等の加入が義務化

自転車を利用される方は
自転車損害賠償保険等に
加入してください。

事業で使用する自転車や
市外にお住まいの方でも
笠間市内で通勤・通学な

どに自転車を利用する場合は対象となります。
詳しくは、裏面をご覧ください。



自転車の安全利用

○子どもや高齢者のヘルメット着用

自転車で亡くなった方の約6割が頭部のケガによる
ものです。特に子どもや高齢者などが自転車を利
用するにはヘルメットを被るよう
家庭での指導をお願いします。

○自転車の点検及び整備

○反射器材の装着



交通安全教育の充実

○地域や家庭、職場、学校などでの 啓発や交通安全教育の実施

ルール・マナーを守ることや自転車を安全に利用
するための知識などを地域や家庭、職場、学校な
どで啓発や教育を行いましょう。



自転車損害賠償保険等への加入が義務化されます!!

自転車の事故で高額な損害賠償を求められる事例が発生しています

自転車事故で相手方を死傷させた場合に、高額な損害賠償が命じられる事例が発生しています。被害者の救済はもとより、損害賠償責任を負った場合の経済的な負担を軽減させるため、損害賠償に対応できる自転車損害賠償保険等への加入が必要になります。

高額賠償事例 **9,521万円** (金額は概算額)

男子小学生が夜間に自転車走行中、歩行中の女性と衝突。女性は頭がい骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。監督責任を問われた母親に損害賠償が命じられた。

【平成25年7月4日神戸地裁判決】



現在加入している保険等が自転車事故に対応している場合もありますので、まずは、現在の補償内容を確認しましょう!

自転車事故の損害賠償責任を補償する保険等は、自動車向けの保険のほか、自動車の任意保険や火災保険などの特約、会社等の団体保険や各種共済、点検整備を受けると付帯されるTSマークやクレジットカードの付帯保険など様々な種類があります。

現在加入中の自動車保険や火災保険などに、自転車利用中の事故で他人にケガなどを負わせてしまった場合に、相手の生命または身体の損害を補償できる「個人賠償責任補償特約」等が付いている場合があります。

現在加入中の保険等の証券などを用意し、下の確認シートで加入状況を確認してください。

自転車損害賠償保険等加入状況確認シート

現在、個人賠償責任保険(共済を含む)または、自転車利用者向けの賠償責任保険に加入していますか?

はい

いいえ

はい

加入している保険(共済含む)に「個人賠償責任補償特約」等がついていますか?

分からない

いいえ

加入済みです

すでに個人賠償責任保険または自転車利用者向けの賠償責任保険に加入しています。

補償内容の確認が必要です

加入している保険会社などに補償の内容を確認してください。

加入が必要です

個人賠償責任保険または自動車利用者向けの賠償責任保険への加入が必要です。

